

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 訓 令

ページ

- 北九州市辞令式の一部を改正する訓令【総務局人事部人事課】

2

◇ 告 示

- 居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】
- 指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】

4

5

6

◇ 公 告

- 地籍調査の地図及び簿冊の閲覧【建設局用地部用地管理課】

7

◇ 上下水道局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局下水道部施設課】

8

北九州市訓令第1号

庁中一般

北九州市辞令式の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年2月16日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市辞令式の一部を改正する訓令

北九州市辞令式（昭和38年北九州市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「行政職又は医療技術職の2等級の職への昇任の場合、技能労務職の4等級の職への昇任の場合（船長又は機関長に係るものに限る。）及び」を削る。

第4条の次に次の2条を加える。

第5条 前3条の規定にかかわらず、補職（降任の場合を除く。）、勤務、兼職、派遣、転職又は給料の辞令は、口頭その他の方法により行うことができる。

第6条 この訓令に定めるもののほか、辞令に関し必要な事項は、総務局長が定める。

別記第1項第1号中「〇〇職〇級〇〇号給を給する」を削り、別記第10項を別記第11項とし、別記第9項に次の1号を加える。

- (4) 公益的法人等への一般職の地方公務員等の派遣等に関する法律第10条第1項の規定により〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで〇〇〇の業務に従事するため職を免ずる

別記中第9項を第10項とし、第8項を削り、第7項を第9項とし、別記第6項第3号中「第2条第2号」を「第2条第1号」に改め、「（〇〇〇へ派遣）」を削り、同項を別記第8項とし、別記中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 派遣の文例

- (1) 地方自治法第252条の17の規定により〇〇〇へ派遣を命ずる
派遣の期間は〇年〇月〇日までとする
- (2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定により〇〇〇へ派遣を命ずる
派遣の期間は〇年〇月〇日までとする
- (3) 公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により〇〇〇へ派遣を命ずる
派遣の期間は〇年〇月〇日までとする

(4) 派遣の期間を○年○月○日まで更新する
別記第2項の次に次の1項を加える。

3 勤務の文例

○○○勤務を命ずる

第2号様式(その1)及び第2号様式(その2)を削り、第2号様式(その3)を第2号様式(その1)とし、第2号様式(その4)を第2号様式(その2)とし、第2号様式(その5)を第2号様式(その3)とする。

付 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市告示第50号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、法第78条及び第115条の10の規定により、次のように告示する。

平成29年2月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護及び介護予防訪問介護

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 指定年月日 |
|--------------------|----------------------|------------------|----------|-----------|
| 4070 5052 86 | ヘルパーステーションいこいの里曾根壺番館 | 北九州市小倉南区曾根北町2番5号 | 浮城興産株式会社 | 平成29年2月1日 |

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 指定年月日 |
|--------------------|---------------|-------------------|--------|-----------|
| 4066 5900 78 | 訪問看護ステーション四つ葉 | 北九州市若松区今光三丁目1番15号 | 合同会社白桜 | 平成29年2月1日 |

3 通所介護及び介護予防通所介護

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 指定年月日 |
|--------------------|----------------------|---------------------|----------|-----------|
| 4070 5052 60 | 黒船デイサービス3号 | 北九州市小倉南区横代東町二丁目5番2号 | エレッツ株式会社 | 平成29年2月1日 |
| 4070 5052 78 | デイサービスセンターいこいの里曾根壺番館 | 北九州市小倉南区曾根北町2番5号 | 浮城興産株式会社 | 平成29年2月1日 |

北九州市告示第51号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第75条第2項、第115条の5第2項及び第82条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があったので、法第78条、第115条の10及び第85条の規定により、次のように告示する。

平成29年2月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護及び介護予防訪問介護

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 廃止年月日 |
|--------------------|--------------|---------------------|---------------------|------------|
| 4070 4024 01 | ヘルパーステーション未来 | 北九州市八幡西区三ヶ森一丁目4番24号 | 有限会社西日本コンサルティングセンター | 平成29年1月31日 |
| 4070 6004 18 | ぎおん福祉センター | 北九州市八幡東区祇園三丁目1番3号 | 祇園タクシー有限公司 | 平成29年1月31日 |

2 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 廃止年月日 |
|--------------------|-------------|---------------------|-----------|------------|
| 4070 6017 47 | ユーウェブ・ヘルスケア | 北九州市八幡東区春の町四丁目6番15号 | 株式会社ユーウェブ | 平成29年1月31日 |

3 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 廃止年月日 |
|--------------------|-------------|---------------------|-----------|------------|
| 4070 6017 54 | ユーウェブ・ヘルスケア | 北九州市八幡東区春の町四丁目6番15号 | 株式会社ユーウェブ | 平成29年1月31日 |

4 居宅介護支援

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 廃止年月日 |
|--------------------|---------------|--------------------|---------|------------|
| 4070 4036 23 | ケアプランサービス げんき | 北九州市小倉北区井堀四丁目8番19号 | 有限会社とさわ | 平成29年1月31日 |

北九州市告示第52号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成29年2月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の名称の変更

| 指定自立支援医療機関の名称 | | 指定自立支援医療機関の所在地 | 変更年月日 |
|---------------|---------|--------------------|-----------|
| 旧 | あきたけ小児科 | 北九州市門司区東門司二丁目4番18号 | 平成28年4月1日 |
| 新 | あきたけ医院 | | |

2 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

| 指定自立支援医療機関の名称 | 指定自立支援医療機関の所在地 | | 変更年月日 |
|---------------|----------------|----------------------|-----------|
| SSI訪問看護ステーション | 旧 | 北九州市小倉北区萩崎町15番4-101号 | 平成29年2月1日 |
| | 新 | 北九州市小倉北区黒住町4番14号 | |

北九州市公告第131号

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告し、当該地図及び簿冊を次のとおり一般の閲覧に供する。

平成29年2月16日

北九州市長 北 橋 健 治

1 地図及び簿冊の名称

(1) 北九州市八幡西区大字本城、御開四丁目及び御開五丁目の各一部の地図及び簿冊

(2) 北九州市小倉南区沼緑町一丁目、沼緑町三丁目、葛原東二丁目、葛原東三丁目、沼南町一丁目及び大字沼の各一部の地図及び簿冊

2 地図は平成28年3月に測量して作成し、簿冊は同月31日現在の状況により調査して作成したものである。

3 閲覧期間

平成29年2月16日から同年3月8日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

4 閲覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市建設局用地部用地管理課（地籍調査担当）

5 訂正の申出

地図及び簿冊に測量又は調査上の誤り等があると認める者は、閲覧期間内に、市長に対し、訂正を申し出ることができる。

誤り等の訂正の申出をするときは、その旨を記載した書面を提出するとともに、申出者の印鑑を持参すること。

誤り等の訂正の申出書の用紙は、閲覧場所に備えている。

北九州市上下水道局公告第19号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年2月16日

北九州市上下水道局長 諫 山 修

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

日明浄化センター汚泥搬出業務委託 一式

(2) 履行の内容等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 履行場所 市の指示する場所

(5) 入札方法 脱水ケーキ及び洗砂の予定数量に、それぞれ1トン当たりの単価を掛けた総価により行う。ただし、契約は、落札金額の1トン当たりの価格による単価契約とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業（品目：汚泥）の福

岡山県知事からの許可を受けた者であること。

(4) 北九州市上下水道局から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成29年3月9日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部施設課

イ 日時 公告の日から平成29年3月28日まで（日曜日等及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報（http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02_0001.html）又は前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年3月9日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の受領期限 第1号アの場所に公告の日から平成29年3月9日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年3月27日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室

イ 日時 平成29年3月28日午後1時30分

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができるものとする。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等
 - 北九州市上下水道局下水道部施設課
 - 〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号
 - 電話 093-582-2485

7 Summary

- (1) Nature of service to be procured
 - Commissioned service for collection of sewage sludge of Hiagari

Treatment Plant

- (2) Deadline of Tender(by hand)
1:30p.m., March 28, 2017
- (3) Deadline of Tender(by mail)
5:00p.m., March 27, 2017
- (4) For further information, please contact:
Facilities Construction Division,
Sewer System Department, Water and Sewer Bureau,
City of Kitakyushu